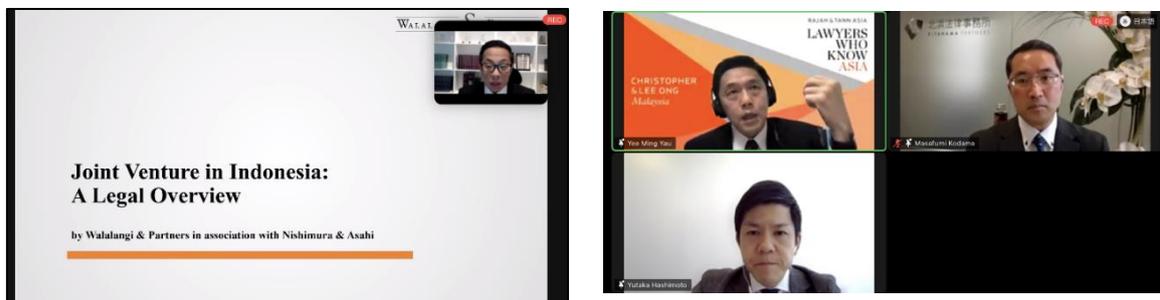


■第10回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国のジョイントベンチャー法制と実務対応～インドネシア マレーシア タイ ベトナム～」を開催しました（令和3年3月4日）

法務総合研究所国際協力部は、令和3年3月4日（火）、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）との共催により、第10回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国のジョイントベンチャー法制と実務対応～インドネシア マレーシア タイ ベトナム～」を開催しました。

ICCLC及び当部は、平成8年度から、2～3年を1期としてアジア太平洋地域における民商事法分野に関する法制比較のためのアジア・太平洋法制研究会を実施しており、平成30年度からは、ジョイント・ベンチャー契約に焦点を当てた会社法実務（ジョイント・ベンチャー契約）研究会を実施しています。本シンポジウムは、同研究会の研究成果を発表する場として開催されました。

シンポジウムでは、まず、研究会の座長である国谷史朗委員（弁護士法人大江橋法律事務所）から、「会社法実務研究の意義」について説明があり、その後、研究対象のインドネシア、タイ、マレーシア及びベトナムにおけるジョイント・ベンチャー法制と実務対応について、各国の海外専門家と担当委員とによる国別発表及び意見交換が行われました。



【国別発表の様子】

続いて、安田健一委員（弁護士法人堂島法律事務所）の進行により、発表者が全員参加したパネルディスカッションが行われました。



【パネルディスカッションの様子】

今回は、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により初のオンライン開催となりましたが、国内外を問わず、延べ130名を超える多くの企業関係者、法律家、研究者、学生などにご参加いただき、盛況なシンポジウムとなりました。今後も、このような研究会を実施し、シンポジウムにおいて、研究の成果を発表してまいります。